

藤枝市新エネルギー機器等設置費補助金取扱要領

(趣旨)

第1条 この取扱要領は、藤枝市新エネルギー機器等設置費補助金交付要綱（令和元年5月1日藤枝市告示第143号。以下「要綱」という。）に基づき、藤枝市新エネルギー機器等設置費補助金業務の円滑な運営を図るため、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 要綱第3条第3号の市長が別に定める日とは、令和5年6月1日をいう。

(対象機器)

第3条 要綱第4条第1号の市長が別に指定した認定とは、一般社団法人ベターリビングが定める優良住宅部品認定（以下、「BL認定」という）をいう。

(交付の申請)

第4条 要綱第6条の市長が別に定める書類とは、次の各号のうち該当するすべての書類をいう。

(1) 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類

ア 補助金の交付を受けようとする者が居住する市区町村において、申請日より起算して3か月以内に発行された市区町村税を滞納していないことを証明できる書類

イ “もったいない”エコファミリー宣言+My COOL CHOICE in ふじえだ賛同書

ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 強制循環型太陽熱利用設備を設置する者は、次に掲げる書類

ア 強制循環型太陽熱利用設備の設置工事に係る工事内容内訳書（別紙1）

イ 強制循環型太陽熱利用設備の設置場所、工事着手予定年月日及び工事完了予定年月日が全て確認できる書類

ウ 強制循環型太陽熱利用設備の購入及び設置工事に係る費用の内訳がわかる書類

エ 強制循環型太陽熱利用設備のシステム型式、認定番号がわかる書類

(3) 家庭用燃料電池を設置する者は、次に掲げる書類

ア 家庭用燃料電池の設置場所、工事着手予定年月日及び工事完了予定年月日が全て確認できる書類

イ 家庭用燃料電池の購入及び設置工事に係る費用の内訳がわかる書類

ウ 家庭用燃料電池のメーカー、燃料電池ユニットの型番、貯湯ユニットの型番、定格運転時の発電出力、低位発熱基準の総合効率（LHV基準またはHHV基準）、貯湯容量等がわかる書類

（変更（中止）承認）

第5条 要綱第10条の市長が別に定める書類とは、次の各号の書類をいう。

- (1) 変更の場合は、変更後の内容がわかる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（実績報告）

第6条 要綱第11条の市長が別に定める書類とは、次の各号のうち該当するすべての書類をいう。

- (1) 強制循環型太陽熱利用設備を設置した者は、次に掲げる書類

ア 対象経費に係る領収書または金銭消費貸借契約証書の写し

イ 強制循環型太陽熱利用設備設置前の設置予定箇所の写真

ウ 対象システムの設置状態がわかる写真またはカラー印刷物（建物全体、集熱器、蓄熱槽が確認できること）

エ 保証書の写しまたは銘板の写真

- (2) 家庭用燃料電池を設置した者は、次に掲げる書類

ア 家庭用燃料電池の購入及び設置工事に係る領収書の写し又は金銭消費貸借契約証書の写し

イ 家庭用燃料電池設置前の設置予定箇所の写真

ウ 家庭用燃料電池設置後の建物全体写真

エ 家庭用燃料電池本体の写真

オ 燃料電池ユニット及び貯湯ユニットの銘板の写真または家庭用燃料電池の保証書の写し

- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（委任）

第7条 この取扱要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和元年6月10日）

この要領は、令和元年度の補助金に適用する。

附 則（令和2年6月1日）

この要領は、令和2年度の補助金に適用する。

附 則（令和3年5月6日）

この要領は、令和 3 年度の補助金に適用する。

附 則（令和 4 年 1 月 1 4 日）

この要領は、令和 4 年 1 月 1 4 日から適用する。

附 則（令和 4 年 5 月 2 5 日）

この要領は、令和 4 年度の補助金に適用する。

附 則（令和 5 年 5 月 2 2 日）

この要領は、令和 5 年度の補助金に適用する。

強制循環型太陽熱利用設備に係る工事内容内訳書

申請者 様

年 月 日付〔見積書・工事契約書・売買契約書・その他
()〕の内訳等については、以下のとおりです。

1 販売事業者

会社名 代表者役職・氏名			
住 所			
担当者所属・氏名			
電話番号		F A X 番号	

2 設置場所・工事着手及び完了予定日

設置場所	藤枝市
工事着手予定日	年 月 日
工事完了予定日	年 月 日

3 内訳書

項 目	金額 (注 3)	備考 (注 4)
建物工事費 (注 1)	円	
強制循環型太陽熱利用設備関連費		
本体工事 (集熱器・蓄熱槽)	(A) 円	
付帯機器 (注 2)	(B) 円	
据付工事費 (補助熱源までの配管含む)	(C) 円	
補助熱源装置機器費	円	
補助熱源装置据付工事費	円	
その他経費 ()	円	
小 計	円	
消費税	円	
合計 (注 5)	円	

補助対象経費 {(A) + (B) + (C)} 円

4 対象機器

システム製造者（メーカー）名	
システム型式	
ベターリビング認定番号	

注1 建物の本工事に関する経費を、強制循環型太陽熱利用設備関連費を除いて記入すること。

注2 付帯機器は、強制循環型太陽熱利用設備に係る架台、湯水混合ユニット、給湯加圧ポンプ、三方弁、減圧弁などを指す。

注3 該当のない項目は記入する必要はない。

注4 他の項目と一括の金額の場合は備考欄にその旨を記入すること。

注5 見積書、工事契約書等添付した書類の合計金額と合致していることを確認すること。